

1. 件名：国立研究開発法人日本原子力研究開発機構大洗研究所廃棄物管理施設の変更許可申請に係るヒアリング（2）
2. 日時：令和4年5月26日（木）13時40分～15時20分
3. 場所：原子力規制庁10階南会議室（TV会議により実施）
4. 出席者：
原子力規制庁
原子力規制部 審査グループ 研究炉等審査部門
藤森安全管理調査官、伊藤主任安全審査官、井上安全審査専門職、中澤安全審査官

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
高速炉・新型炉研究開発部門 大洗研究所
環境技術開発センター長 他3名
安全・核セキュリティ統括本部
施設保安管理課 マネージャー 他1名
5. 自動文字起こし結果
別紙のとおり
※音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
6. その他
提出資料1 大洗研究所廃棄物管理事業変更許可申請の概要
提出資料2 大洗研究所廃棄物管理事業変更許可申請に係る補足説明資料

以上

時間	自動文字起こし結果
0:00:00	大分、
0:00:05	はい。規制庁の城でございます。
0:00:07	よろしくお願いいたします。
0:00:09	資料のご用意いただいていると思いますので、
0:00:14	前回のコメントとのお関係性も含めて、追加になっている部分或いは変更している部分について、資料のご説明をお願いいたします。
0:00:29	はい。原子力今井です。それでは変更が申請の概要、資料をそれから補足説明資料につきまして、
0:00:39	順番に変更箇所をですねこちらそれからそのときいただきましたコメントを確認しながらご説明させていただきたいと思います。
0:00:49	まず、申請の概要の1ページ目でございます。
0:00:54	主変更申請の背景について、この適正化を至るに至った経緯目的というところの記載をというコメントございました。
0:01:04	それを踏まえまして
0:01:07	会計という記載を追加させていただいております。
0:01:11	まず、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:01:13	施設からの廃棄物の発生量というのが状況に応じて変化していくということ。
0:01:19	は、有機廃液の経路というのが減少しているということ。
0:01:24	それからこれに伴いまして、
0:01:27	取り扱いリスクを低減する目的で融解近くの小低するということ。
0:01:32	J M T Rの廃止措置に伴いまして1 冷却水进行处理する、化学処理装置の使用の停止を行うということ。
0:01:40	あわせてですね、外部からの衝撃に対する安全機能につきまして、
0:01:45	この廃棄物管理施設のリスク等をグレーテッドアプローチの考え方に基つきまして、水木すべき安全機能と、適正化したいというものでございます。
0:01:56	また、所管の明確化記載の明確化等を行うものでございます。
0:02:00	すいませんちょっと一部、字が抜けてございます。修正いたします。
0:02:06	続きまして2 ページ目それから3 ページ目につきましては変更はございません。
0:02:13	4 ページ目でございますが概要をにつきまして①飯野を記載を前回の記載からですね、これは記載の適正化と、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:02:25	いう方、観点で修正してございます。
0:02:31	既許可におきましては、伊豆べき安全機能、これはすべての安全機能としております。
0:02:38	グレーデッドアプローチの考え方に基きまして公衆に対する被ばくの影響の程度、
0:02:44	原子炉停止系のような重要な機能をに相当します。
0:02:49	管理施設の重要な機能を、これを明確にいたします。
0:02:54	その重要な機能というのは遮へい閉じ込めでありまして、また、この
0:03:03	遮へい機能閉じ込め機能を有する設備というのは、火災による影響をよって損傷を与える可能性がございます。従いまして、
0:03:12	遠隔操作により消火を行うが消火設備についても維持すべき安全機能とを考えるものでございます。
0:03:20	また外部からの衝撃により板野安全機能を喪失した際には、人員が駆けつけて代替設備機器を用いて機能を確保するものとするというような安全機能の適正化を行う。
0:03:33	この概要の記載の見直しをさせていただいております。
0:03:38	他、5 ページ、6 ページについては変更はございません。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:03:45	7 ページでございますが、
0:03:49	前回の支社の紙資料をにおきましては安重施設通のない施設との規格の考え方を整理してはということで、
0:04:01	前回強いてあるのをものとですね並べるような形での表現をしていたわけでございますけども、
0:04:09	若干その記載そのものが
0:04:12	ご指摘の通り、
0:04:15	正しいクラス別の比較になっていなかったというところもございましてこのページにつきましてはちょっと記載を見直しを図ってございます。
0:04:25	安全機能の適正化というところを何をしたいのかというところの説明をですね、まずこのページでさしていただき、
0:04:37	そのように見直しを図ったものでございます。
0:04:41	7 ページはですね、まず、
0:04:45	プレートアプローチの対応についてという、平成 28 年の考え方。
0:04:51	これに基づきまして許可の考え方というのは、
0:04:56	まず安全上重要な施設はないということ。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:05:00	それから、施設の構造健全性維持すべての安全機能が損なわれない設計とをしているというものでございます。
0:05:08	本申請につきましては、この安重の考え方それから、
0:05:16	ハザードをですね、リスク程度に応じた幅の考え方というところは変わらないんですが、
0:05:22	登るべき安全機能のこの
0:05:27	適用ですね。
0:05:29	甲斐管理施設における重要な機能と、
0:05:31	いうところを改めて、記載の本申請で、
0:05:35	設計方針というのをお示ししたいというものでございます。
0:05:40	さっきの概要説明資料と一部重複しますが、遮へい機能閉じ込め機能ということ。
0:05:45	この両機能を有する設備に損傷を与えることから遠隔による消火を行うがっ消火設備機能、
0:05:53	これを奪うべき安全機能。
0:05:55	さらに、外部からの衝撃により、他の安全機能を喪失した際には、
0:06:01	代替設備機器で機能を確保すると、このような設計方針、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:06:08	整理したいというものでございます。
0:06:12	8 ページ目につきましては、これは前回と伺っておりません。
0:06:18	今の
0:06:20	安全機能の御説明とを並べてですね、リスク程度の考え方等、
0:06:28	を並べて記載しているものでございます。
0:06:33	9 ページ目につきましては、この結果ですね、竜巻の表現についてこの ような新旧の形で変更がされると考えてるものでございましてここも、
0:06:47	前回のます資料から大きく変わるものではございませんと。
0:06:57	続きまして 10 ページでございます。
0:07:02	多少変更前変更後ですね、
0:07:06	この
0:07:09	技術的なちょっと説明がですね、ちょっと一貫してなかったところがご ざいますので、ここはちょっと記載の適正化等を一部行っております が、本質的にご説明内容が変わったものではございません。
0:07:23	変更前の作業の流れそれから変更後の流れがどのようになるかというの を記載を適正化したものでございます。
0:07:33	それから、12 ページになります。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:07:37	これはご指摘の中で有機廃液の発生履歴ですとか、今後の発生予想量ですね、
0:07:47	その観点から、今回の変更を適切なのか、このあたりのご説明をというコメントをいただきました踏まえまして、
0:07:55	資料をページを追加したものでございます。
0:08:00	12 ページ左側、ではですね有機廃液一時格納庫の年間受入料、
0:08:05	過去のをですねこちらの立米の単位にそろえまして並べてるものでございます。
0:08:14	また、新たに有機溶媒貯槽受け入れ施設といたします。この貯槽を今後、
0:08:23	発生予定量というものが、10年単位で集計してるわけですが、これが受理、10リッターですねはい。コンマ01立米で、今記載しておりますが、
0:08:38	このような発生予定量でございます。
0:08:42	この今後発生する予定量をからですね、この受入施設とした場合においても受け入れを妥当であると、このような説明資料を追加してございます。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:08:54	13 ページにつきましては、化学処理装置の使用の停止でございますが、
0:08:59	このページに並びに、次の 14 ページについては変更があるものではございません。
0:09:06	液体廃棄物 A は、この化学処理装置が停止した場合、廃液蒸発装置 1 のプロセスが残るものでございますので、
0:09:17	こちらの方のプロを追加していただきたいというコメントございました。これを 15 ページにですね、
0:09:25	記載の方をしております。
0:09:28	14 ページもですね一部、
0:09:31	排気蒸発装置 1 のプロセスが残る実施ということで 15 ページに説明が飛ぶようにしてございます。
0:09:43	また、16 ページではですね、
0:09:48	化学処理装置等の使用の停止に伴って変更されます。軽量ですね、これは記載が変わるものではございませんが、
0:09:59	右側紙右下液体廃棄物 C E に関わる記載を追加しているものでございます。
0:10:07	この液体廃棄物しですね一部、化学処理装置の停止に伴って

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:10:15	削除されるような記載が前回ちょっとございましたのでそこは記載を改めましてここに、
0:10:23	各所ダイレクター池辻井の
0:10:27	J M T Rから発生していると、アセスを予定していたということ。
0:10:33	実績がないということを今後も発生ではないということ、それを記載して説明として記載を追加いたしました。
0:10:41	またこの化学処理装置の使用の停止に伴う処理量が変わるわけでございますけれども、17 ページで、
0:10:47	各処理装置と排気中 8 装置 1 の過去を平成 21 年度からの処理量ですねこちらの方を記載してございます。
0:10:58	これがですね、今後 10 年間、先ほどの遊休廃棄と同じですが、
0:11:05	年間初予定量と、
0:11:07	いうのを算出、毎年集計してございまして、
0:11:12	これが概ね毎年、600 から 800 立米となっております。
0:11:18	ちょっと一部、字がですけども、
0:11:22	下。
0:11:24	蒸発装置 1 の処理能力というのは

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:11:28	これは許可でも記載ございますが毎時3立米、これは1日当たりしますと約21立米になるわけですが、
0:11:36	十分運転日数にいたしますと、30日から40日ということで、
0:11:43	10分処理する能力はああいうしているということを整理して記載してございます。
0:11:55	本件につきましても化学処理装置の停止に伴って影響がないのかというコメントございました。
0:12:01	この踏まえて今の17ページをさせていただきます。
0:12:07	18ページ、それから
0:12:11	19ページに関わる場所の記載については
0:12:17	変更はございません。
0:12:20	20ページ、21ページ。
0:12:24	22ページ、ここも共用の記載の適正化通信連絡についても記載を変えてはございません。
0:12:36	と、
0:12:37	次の5ページからですね。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:12:40	ちょっとパワーポイント上の大城後掲載がちょっとうまく整ってございませんが、
0:12:47	基準規則との適合という形で、
0:12:50	第1条を、全条項を並べまして、
0:12:54	該当するへん。
0:12:57	変更概要ですね五つの変更概要がございますけども、
0:13:02	条項について今回該当するものがどれなのかというものをわかるようにしてさらに、
0:13:10	対象となる施設ですね。
0:13:12	これをわかる形でちょっと追記をさせていただきます。
0:13:16	それから適合のための設計方針これは既許可の設計方針でございますので、ここについては、
0:13:24	許可の通りでございます。
0:13:27	今回この評価順次まして、
0:13:33	この規則等の適合をそれから許可の、
0:13:38	来いわゆる許可の適合をですね、これと設計方針、これに変更があるものないものというものがありますので、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:13:50	それを説明として記載してございます。
0:13:55	具体的には、20、入戸添付資料の1の場合第一条になります。
0:14:05	ここではですね、
0:14:07	該当する変更概要としましては、設計方針に関わる部分でございまして、 で全施設とをしております安全機能の適正化、それから有機廃液、
0:14:17	化学処理装置、それから共用設備関わる記載の見直し、この条項をに 関わる
0:14:25	教科書の中で変更があるものでございます。
0:14:31	一番右側でございしますが、
0:14:36	この第一条を許可上を評価しております。
0:14:41	地震、竜巻火山での評価がございまして。
0:14:47	この評価の中で、 β γ 固体処理棟さんの焼却装置のインベントリーにで すとか、揺らぎ四角の
0:14:57	それから化学処理装置に与えてます。インベントリーというものは、
0:15:02	県、
0:15:05	今回の変更をにおきましてこのイベントには与えたままとして評価は 変更をしております。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:15:14	従いまして、
0:15:16	安全機能を野間確認を受けます。
0:15:22	内部被ばく外部被ばくの評価については変更がないものでございます。
0:15:27	従いまして、
0:15:30	今日の適合のための設計方針、これとを変更はないというような結論をつけてるものでございます。
0:15:43	また、結城岸川高校、収納停止に伴いまして言う部長層が、新たな受け入れ施設となるわけでございますけども、
0:15:52	この貯層を、
0:15:54	もともと結城排気近くの方が有しています全機能と、
0:15:58	というのは、この貯槽についても同一、同じ安全機能があるわけございまして、
0:16:05	また、その他の安全機能に変更をがございません。
0:16:11	具体的には、
0:16:13	一次格納庫の保管容器というのは閉じ込め機能を有してまして、
0:16:18	貯槽についても、毎日の漏えいを備えまして、堰を設け、漏えいを防止するとともに、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:16:26	早期検知のための件、総件数のために検知器を用意していると。
0:16:31	いうことから、この
0:16:34	現許可におけます設計方針、
0:16:37	これに代わるものではないというものでございます。
0:16:43	勉強施設の見直しについても、これは
0:16:48	モニタリングカーの削除でございますけどもこれは施設設備の削除を ございまして、
0:16:54	安全機能を野間変更があるわけではない、ございません。従いまして設 計方針の変更はないというものでございます。
0:17:03	1 課
0:17:05	次の第 2 条を、第 3 条と、
0:17:09	変更に関わる部分の設計方針に変更はないということで、
0:17:16	記載をしているものでございます。
0:17:22	第 4 条それから、第五条の地盤。
0:17:27	第 6 条、地震津波ですね、津波につきましては、この条項をつきまし て、
0:17:38	した廃棄物管理施設の地理的な一井からですね、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:17:44	津波による影響はないとさせていただきます。
0:17:48	またこの状況、状況に関わる今回の変更に係る中身はございませんので、該当なしというふうにさせていただいております。
0:18:01	第8兆外部からの衝撃の損傷の防止でございます。
0:18:07	ここは
0:18:09	先ほどのページの中でご説明いたしました安全機能の見直しでございます。
0:18:16	改めてグレーデッドアプローチを提供しまして、
0:18:20	安全機能の方に課題と考えている部分がございます。
0:18:26	廃棄物管理施設としての重要な機能をこれを改めて設計方針等をお示しするということもございますので、
0:18:35	既許可の設計方針から変わるものでは変わるものになります。
0:18:41	ただ、
0:18:43	今、評価竜巻、例えば竜巻の評価でございますが、
0:18:48	o f 2 E クラスの評価については変わるものではない。
0:18:53	F 1 クラスの評価が削除されるものであるということもございます。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:19:01	第9条をですねこちらについても、この情報の説明の中での記載の変更はないということから、変更なしとしているものでございます。
0:19:14	以下十条、11条、
0:19:21	12条、13条以下ですね、記載は同様なんですが、それぞれ変更する中身に応じまして、
0:19:32	評価変わらないということから、
0:19:35	既許可の設計方針に変更はないということで整理をしているものでございます。
0:19:44	まずこちらの資料につきましては、以上でございまして、
0:19:49	続いて補足説明資料をちょっと合わせてご説明しをさせていただきます。
0:19:55	補足説明資料につきましては、まず、
0:20:01	管理施設の概要説明ということで資料の方をしてございまして、
0:20:10	それからアート進級案という形で、
0:20:15	今回変更がなされます新旧の主要なところですね特に最初の本文とか添付資料につきましては五つの変更概要の
0:20:28	主たる変更箇所を抜粋する形で、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:20:33	記載をさせていただいております。
0:20:36	これは、概要説明資料の追加、それから、
0:20:41	新旧案の追加ということで、ご指摘があったものでございます。
0:20:47	それから、
0:20:49	コメントでいただいております。
0:20:52	代替設備機能というものは具体的に何なのかというところでご質問、コメントいただきましたことにつきましては、
0:21:02	カクウ処理施設の有する全機能、それから基礎の設備、
0:21:09	それに対する代替設備、
0:21:12	ですね、これをちょっと一覧の形でさせていただいております。
0:21:17	ちょっとパワーポイント等の形にちょっとうまく整ってないところがございますが、そちらについてはちょっと記載の適正、うまく見やすい形でそろえていきたいと思っております。
0:21:31	ちょっと本、
0:21:32	本日はですね各施設の抜粋という形で、一部施設について記載をさせていただきます。
0:21:40	考え方は基本的には一緒でございます。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:21:44	まず一番最初にあります廃棄処理等でございますが、
0:21:50	安全機能につきましては記載の通り、火災による損傷の防止、計測制御、放射線管理等、記載の通りでございます。
0:21:58	それぞれ基礎の設備については自火報ですとか、セメント固化装置の計測制御ですとか、出入り管理、そういった放射線管理設備があるものでございます。
0:22:11	まず考え方としましては、
0:22:15	廃棄処理等をなど、運転を停止することによって、機能を、を要求しないそういったものがございます。
0:22:26	これは、例えば、処理機能、排気機能でございます。
0:22:30	休日夜間が運転しない場合はこれらを止めているわけでございますけども、こういった運転を停止するためにその機能が融資ないと。
0:22:44	ということから、この代替がそもそも不要になるというものがございます。
0:22:50	これは計測制御処理機能肺機能でございます。
0:22:54	一方、火災による損傷の防止につきましては、まず、代替としましては消火器。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:23:00	それから、この自火報設備というのは、常に機能をが必要としております。
0:23:07	これはアースいわゆる
0:23:09	この設備が通電か途絶えるなどをした場合ですね。
0:23:15	これがトリガーになりまして、いわゆる警備所にいわゆる故障した時の信号移行信号でございますが、つつ、これらが伝わりまして、
0:23:28	施設管理者の方に連絡いくというような形での、大体が行われる仕組みでございます。
0:23:35	消火器についてはまたシンプルに代替設備機能として消火器を用いると。
0:23:42	放射線管理室機能につきましてはサーベイメーター等を、いわゆる可搬型のものを用いて同等の機能を
0:23:53	有するものでございます。
0:23:56	通信連絡設備についてはいわゆる無線連絡等でございますが、代表的なところではトランシーバー場合においてはP H S、そういったものでございます。
0:24:08	電気設備につきましては可搬型の発電機にすると。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:24:13	このような考え方で以下、
0:24:18	廃棄物管理施設の
0:24:19	施設について、同様の代替設備機器、
0:24:25	代替するのでございます。
0:24:28	ただその中で一部ですね、
0:24:31	計測制御をなどにつきましては、
0:24:35	一番最後のページになります。
0:24:38	会議貯蔵廃棄貯留施設Ⅰ等はですね、計測制御の中で、この廃液の閉 じ込めという観点での機能を、が必要になり、なることからですね、
0:24:52	その大洲計測制御の計測設備が、の代替としましては、
0:25:00	いわゆるこの応益を確認するスポットの計測器等、こういったものを利 用するということになります。
0:25:08	以下考え方はすべて一緒でございまして、
0:25:13	ちょっと本今日の資料としましては、抜粋という形で示させていただ いております。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:25:20	また、紙資料の修正につきましては以上なのですが、前回のコメントを ではですね特に受入施設の技術基準の適合というのは、どこでと、説明 するのかというのがございました。
0:25:35	これは今、
0:25:37	前の資料の 13 条に関わる部分での整理というふうに我々考えているも のでございます。
0:25:47	前回のコメントを踏まえました、今回の修正の中身については、説明は 以上でございます。
0:26:02	はい。ありがとうございます。
0:26:05	衛藤規制庁イトウですけれども、規制庁側から、
0:26:10	井岡土肥をお願いいたします。
0:26:42	規制庁の中澤です。
0:26:45	資料の
0:26:50	申請の概要の方の資料の後ろの方の、
0:26:54	添付資料 1 ですね。
0:26:57	基準規則の費用のところちょっと確認させてください。
0:27:03	6 表の 6 ページ目の第 8 条。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:27:08	ところですね。
0:27:10	一番右側の率に、
0:27:16	代替設備機器を用いて、速やかな機能維持ができないものとして、
0:27:22	かつ消火設備が挙げられているんですけども、
0:27:25	これは、消火器等の他の可搬型の設備での対応するのは難しいものなん でしょうか。
0:27:35	はい。本来、
0:27:38	安全機能の適正化で、重要な機能を選定しております。
0:27:45	合掌か設備というのは、セルの中で閉じ込められた空間を消化する設備 でございます。従いまして、人が、
0:27:56	近づいて、消火栓ホースですとか消火器ですとかそういったもので消火 することができない、
0:28:07	できないエリア。
0:28:08	これを消化するための専用の設備でございます。
0:28:12	従いまして、その消火をするためにはこの合掌が設備があると。
0:28:17	いうことから、これについてはこの機能を維持すると、そのような考え 方でございます。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:28:28	規制庁中沢です。
0:28:30	ありがとうございます。
0:28:32	了解しました。
0:28:53	すいません。規制庁の城ですけれども。
0:28:57	資料の内容というよりはちょっと前提的なところの話ですけれども、
0:29:04	今回の変更申請に伴って、
0:29:08	金ほかの施設抗原、
0:29:10	2、影響が、
0:29:12	ファイルであるのかどうかというところをかけさせていただきますか。
0:29:22	兵器許可を設計に影響がある。
0:29:28	かどうかということでしょうかちょっともう一度確認させてください。 はい員勝見の設工認に、
0:29:36	の変更を伴うものがあるかどうか。
0:29:50	減少機構の喜多村でございます。今認可をいただいているもの幾つかござ いますけれども、
0:29:57	この変更は、変更は、直接認可をいただいているものとは関係ない部分で ございますので、その意味では影響ございません。ただし、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:30:08	例えばドブ T f ですけれども、部分的に現行の許可に基づいて評価している部分がございますので、
0:30:18	その評価した部分について、
0:30:20	変更後は要らなかったよねってことが起こる可能性があるというふうな状況ではあります。
0:30:31	評価している部分。
0:30:36	それはあれですかねと O W T F の設計自体、そのハードラインの設計自体は、
0:30:43	変更は呼ばないけれどもっていう意味ですかね。
0:30:50	はい。原子力をイマイです。はい。ハードにはかかわらず、評価一部、具体的な例えば、
0:30:59	F 1 クラスの評価をしてる部分については、ここが要らなくいらないとそのような形にはなろうかと思えます。
0:31:16	はい。影響部分という意味でははい、わかりましたありがとうございます。
0:31:39	すいません以降ですけれども、
0:31:42	資料の 8、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:31:44	ページ目。
0:31:45	なんですけれども、
0:31:49	これ一番下に注釈で、これは委員会資料ですかね平成 28 年度パッチ墓地
0:31:57	ををして適正化を行うというふうにあるんですけれども、
0:32:02	この後、
0:32:05	後者の考え方を踏まえて、その規則の解釈であるとか、あと核燃施設の竜巻等の評価ガイドっていうのが、
0:32:15	整理をされていて、
0:32:17	①から③をの説明の内容も、
0:32:23	おそらくこの平成 28 年のもので、
0:32:27	整理をした日よりは、解釈、
0:32:31	企画チームの解釈なり、
0:32:33	書いてない。
0:32:34	2、対応して整理をされ、合体をして 0 に基づいて整理を、
0:32:40	されているのかなというふうに感じているんですけれども。
0:32:44	それぞれどのような気も好きになってるんでしょう。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:33:10	はい。まず、考え方としまして、
0:33:17	はい。
0:33:18	たぶん考えたこのグレーデッドアプローチの基本的なまず最初の考え方に基づいて、
0:33:25	現在、この今回今回の変更申請で行おうとしている部分が、どのような考え方なのか。
0:33:33	安全機能に係る考え方を、
0:33:36	見直したいというものを説明するためにまず最初の第一歩のところからご説明をするという観点でちょっとこのような表現、この
0:33:47	28年のものをに基づいてのご説明をした方がと、そのように考えたものでございます。
0:33:52	もちろん応募網羅的にですね、全体的なガイドに基づいて、
0:33:59	管理施設として適用すると、そこは変わらないものでございますが、今回の説明の中では、このような考え方の整理、からを説明したいということから、
0:34:12	28年のこの分野、推移をしているというものでございます。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:34:18	ちょっと言い方はすいませんイトウですけどもちょっと言い方を変え ると、
0:34:22	確かにそのベースアプローチのその考え方の全体像を把握するに、説明 するという意味では、
0:34:31	営業としてはあり得るんですけども、
0:34:34	今回の設計方針、
0:34:37	を整理するにあたって、
0:34:40	その3根拠とするべきもの。
0:34:42	今は何なのか、っていうところからすると、やっぱりそこは基準であ り、解釈基準内容については解釈であり、
0:34:52	回路が整備されてるものは概要、
0:34:55	参照しながら
0:34:58	考え方を整理されるんだと思うんですよね。
0:35:02	なのでちょっと拠り所な説明が少し違うんじゃないかなと思っていま す。
0:35:19	なのでそこは

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:35:22	例えば①であれば、安全上重要せよう、整理の仕方っていうのは会社で ありますし、そういった対応関係をちょっと注釈をつけるという形なの かもしれないんですけども、
0:35:38	少し整理を見直していただけると、説明は原発になるんじゃないかなと 思うので、ちょっとご検討ください。
0:35:47	はい。承知しました。引用すべきガイドラインですね。それとの関係が わかるように、ちょっと記載の方は修正いたします。
0:36:04	それから同じページで②のところ、
0:36:07	また書きのところなんですけれどもさっきの話にもあった。
0:36:12	O W T F の遠泊による消火の話なんですけれども、
0:36:20	このための確認なんですけれども、
0:36:23	村木によって、
0:36:27	この抜消火設備の不具合の、露出してる配管とかだと思うんですけど も、
0:36:33	これが参照するっていうことは、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:36:41	OWTFの部分の、その後、竜巻の、随伴火災みたいなものっていうのはあるから守らなくちゃいけないっていうことなのか、それは全然関係ないのかどっちなのでしょう。
0:36:57	はい原子力カマイです。
0:36:59	まず、オールTF2Eについて申しますと、
0:37:05	この今の現認可いただきました。
0:37:11	この設計におきまして、この竜巻でこの合宿設備が損傷するものではないと。
0:37:17	いうまず結論でございます。
0:37:19	さらにますと、このガス消火設備につきましては、
0:37:26	応諾テープ以外にも既設の設備いも有しておるものでございます。それらを、の合唱か設備、
0:37:35	これを今回、維持すべき安全機能とすると、いうように、続けているものでございます。
0:37:42	すいませんちょっと質問書ずれていたかと思うんですけれども、竜巻によって、
0:37:48	浅井が発生するっていう、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:37:52	見解ノートをこれを守りに行っているってことなのかどうかという質問なんですが。
0:37:59	原子力機構の喜多村でございます。到達キーですね随件事象といたしまして、火災は想定しております。ただし、これは、
0:38:08	飛来物として、車が飛んできて、建屋にぶつかって、
0:38:15	燃料が漏れて引火して火災というようなことで火災を随件事象として想定したというものです。したがって、オールテープの中身ですね、ここで火災が発生するってことはないという評価になっております。ただし、
0:38:30	竜巻時にですね、火災別の要因で火災が発生しないというのは言い切れませんので、その随件事象という観点ではなくて、
0:38:41	やはり、火災との重畳を考えるべきであろうということで、このがっ消火設備を守るということにしておるものでございます。
0:38:55	以上ですありがとうございます考え方はわかりました。
0:39:46	すいません伊東ですけれども、12 ページのところへ、
0:39:52	受け入れ量等、今後の発生予定日のトレンドを記載いただいでいて、
0:40:04	このなぜ報告

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:40:08	が増えないといえるのかっていうような理由って、
0:40:12	都市明示いただけますでしょうか。
0:40:16	口頭ではいただいていると思うんですけども、それ以上のそれが読めるように示していただきたいなという。
0:40:26	はい。前回分析廃液に監視に伴って発生する有機廃液だということのご説明と、
0:40:38	分析の程度等発生頻度が減っていることから、
0:40:45	ということをご説明させていただきまして、これにつきましてちょっと記載のほうを追加いたします。
0:40:57	あ、すみません、規制庁です。
0:41:01	わかりましたそれから衛藤、
0:41:03	フレンドとしてはこうなんですけれども、
0:41:09	運営量を、
0:41:11	容量を超えないように受け入れ管理するっていうような考え方っていうのは、どう整理されてるんでしょうか。
0:41:23	容量を超えないようにどう制限を設ける、搬入してるのかっていうと、なんですけど。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:41:37	原子力機構の喜多村でございますが、今のちょっと質問の趣旨を確認させていただきたいのですが、
0:41:43	それは受け入れ側である廃棄物管理施設の何かしらトラブルとか何かそういうことで、敬礼を制限しなければいけないことが発生した場合の管理という意味でございましょうか。
0:41:57	それとも処理計画がそもそも合致しなかったら受けれないんだろから、発生と受け入れは一对一ではないだろうとそういう意味でしょうかちょっとどちらになりますでしょうか。どちらかという。後者の話ですね。
0:42:11	そういたしますと、ですね今は、発生量応答、受け入れ可能なタンクの容量の関係からですね、
0:42:22	発生施設で払い出したいというタイミングで我々は受け取るということが可能だということで、
0:42:30	何て言いましょうか、受け入れ能力として問題ないということまで述べたいということでここにあらわしてるものですので、現状その制限がかかるということは、トラブルでもない限りはないというような状況を説明したいと考えてるものでございます。
0:42:47	労力として、この範囲でやるという、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:42:54	許可の内容ですかね、許可の値を超過した受け入れが発生しないように
0:43:05	ルール上というか、管理するのかっていう、
0:43:08	ところを伺いたいけれども、
0:43:13	ちょっとうまく伝わってない。
0:43:19	申し訳ございません。ちょっと今ここにいる者全員がどういうことなん だろうかというふうになってるんですが、
0:43:29	要は発生してく側で、
0:43:34	経営評価上の受け入れ可能量を超えた量を、
0:43:40	を渡したいとなったときに、
0:43:47	処理場間を往来の管理事業側で、
0:43:54	ちゃんとコントロールできるようになってますかっていうことです ね。それは
0:44:04	許可上を表し表せてますかってことです。
0:44:13	ですね。
0:44:15	機構の北村でございますけれども、まずは
0:44:21	このような状況が起きないように我々といたしましては受け入れ施設の 能力を設定してるというのがまず1点でございます。それから今ご懸念

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

	<p>のありました万万が一超えた場合にはどのように管理するのかということにつきまして、</p>
0:44:37	<p>これにつきましては、今も液体廃棄分Ⅱでは、当然のことながら払い出し対比量、</p>
0:44:45	<p>そういったのを、払い出し側の施設と敬礼側の施設であります廃棄物管理施設側で、</p>
0:44:51	<p>ちゃんと連絡を取り合ってますねいついつ、どれだけというところを決めて、</p>
0:44:59	<p>それで先方まで確認行って、受け入れていると、というようなことをやっておりますので、そこは保安規定に基づく内部の手順要領こういったところで定めておりますので、</p>
0:45:15	<p>それをそれと同じように、この有機廃液についてもやる一ことの方、そこは同じだということをご説明申し上げれば回答になりますでしょうか。</p>
0:45:28	<p>ということをご説明申し上げます。</p>
0:45:33	<p>はい。規制庁イトウでございます。</p>
0:45:36	<p>概ね理解いたしました。</p>

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:45:48	はい、ありがとうございます。
0:46:06	あとすいません以上でございます。江藤。
0:46:09	14 ページ、15 ページの関係で、
0:46:14	ちょっと現場に、我々はわかるんですけどっていうことなんですけど、図の表記の話だけなんですけど、
0:46:24	15 ページで言うと、
0:46:27	右下の方では、濃縮液槽から掃除
0:46:32	流していて、ペーパーセメント固化装置の部分は、
0:46:36	14 ページとを強化
0:46:39	共通で使っている部分なんですよね。
0:46:43	なので、14 ページと 15 ページの処理の中で、共通している部分についてはちょっと枠をつけるなり、
0:46:51	工夫をしての町として使ってるんだっていうのは、
0:46:56	わかるようにしていただけると、関係性が、
0:46:59	見やすいのかなと。
0:47:05	微小こうイマイです。
0:47:09	記載の適正か、ですね、こちらの方、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:47:13	ちょっと見直しをしたいと思います。
0:47:17	左上の廃液貯槽をですね、14 ページ 15 ページで共有しておりますので、ちょっと見せ方の工夫にちょっと検討いたします。はい。お願いします。
0:47:45	17 ページ、すいません伊東ですけれども、
0:47:49	17 ページについて確認をさせていただきたいんですが、
0:47:57	あんまり形式的なところでこれさっきお話されてましたかね。
0:48:02	廃液蒸発装置 1 って書いてあるところと、
0:48:08	廃液蒸発装置 1 っていうふうに書いてあるところがあるんで、ちょっと
0:48:14	評価上の成績名統一いただければと思ってますと。
0:48:22	それからですね。
0:48:25	この表の方の内容なんですけれども、
0:48:31	降雨を
0:48:33	内容なんですが、
0:48:36	左側の表では処理量で、化学処理装置と廃液。
0:48:42	蒸発装置 1 で、
0:48:44	処理をした。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:48:46	量が示されていて、
0:48:49	化学処理装置の直近高の 0 で、下へ配備情報装置 1 は 103 になってるんですけども、
0:48:57	これが今後のその発生予定量になったときに、発生量が令和 4 年度から 639。
0:49:05	リユーベなっていて、これが急に増えている理由っていうのを確認をしたいんですが、
0:49:20	す。ちょっとこれにつきましては、ちょっと申しわけないちょっと確認をした上で、ご回答させていただけないでしょうか。
0:49:35	わかりました。はい。
0:50:00	うん。
0:50:03	原子力をイマイです。
0:50:05	はい。
0:50:06	はい。よろしいでしょうか。すいません。
0:50:08	ちょっと今ございました。17 ページの、
0:50:13	処理量、それから発生量がございます。
0:50:17	この右側の発生量を今 600 ですか 800 でしょうかという、の量を

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:50:25	9、3年度、2年度1回年度の比較して圧倒的に数字が多いというところ なんですけども、
0:50:32	右側の発生量というのは毎年施設側で、これぐらい発生するであろうと いう推定の最大発生量を、
0:50:43	各施設から出していきますものを合計しているものでございまして、
0:50:50	課題側になっているというのが実態でございます。
0:50:55	ただ実際には毎年毎年その状況を設備の運転状況等によって、結果とし て出てくる処理量というものが小さいものをになるものでございましてか ら、
0:51:07	左側の実績との差異があるというものでございます。
0:51:13	この辺り、補足なり、チュウヤクなり、ちょっとさせていただきまして この発生量というのが
0:51:22	想定発生量を最大量だということをちょっとわかるように、記載のほ うを見直したいと考えます。考えます。
0:51:32	はい。以上ですけれども。
0:51:35	はい。江藤。ちなみに、今の話でいうと、令和2年度とか3年度の
0:51:41	発生予定量はもっと、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:51:45	例えば 600 立米とかそのぐらい大きかったってということなんですかね。
0:51:51	はい。その通りでございます。
0:51:57	そのあたりってというのは、
0:52:02	ちなみにこの発生量って、
0:52:06	その施設区分、事業区分でいうと、
0:52:12	ほぼ 3 ある施設だったりするのでしょうか。
0:52:36	原子力機構ショウジです。
0:52:38	この発生量についてはですね当施設から推定量ということをしていただくんですが、これについてはほぼ J M T R 等の施設が多い。
0:52:50	ほぼ炉施設の廃液でございます。
0:52:58	ありがとうございます。
0:53:20	廃液蒸発装置のところで、運転ミス。
0:53:25	時間当たりの処理、
0:53:28	能力。
0:53:30	と、あとは 1 日 7 時間運転は最大ってことですかね。
0:53:36	というな訳をしていて、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
 発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:53:40	運転日数のところはそれを割り戻して書いていただいているんだと思うんですけども、
0:53:48	廃液蒸発装置1のその年間稼働っすって意味では何日そのマックスになるんでしょうか。
0:54:10	原子力機構ショウジです。現状で許可書上、年間190日という記載が確かあったと思うのでそれがベースになってございます。
0:54:25	そうすると、190日が190日掛ける。
0:54:29	21立米のお母さんの最大処理可能量になってくるってということですか。
0:54:57	兄弟症候イマイです。
0:54:59	ですね。
0:55:01	許可上決めてますのは1日当たりの時間当たりの3立米というところがございます。
0:55:08	日数としましては190日、で、
0:55:12	この最大受け能力としましては、16ページにもございます。はい。ディレクター幾つでは年間、
0:55:22	8000円今回の変更でも4000円なるわけですけども4000立米というものが、最大径能力になります。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:55:39	こちらから 4000 牛では何で決めているかというと、
0:55:57	大体あれですね、
0:56:00	やっぱり 21×190。
0:56:03	ということですね。
0:56:05	そう。
0:56:15	ありがとうございます。
0:56:39	あ、すいません規制の流れでございますけれども、
0:56:43	液体廃棄物につきまして、という以外のものでは、許可では A B C と、
0:56:50	あって、A と B だけにしますと、ということだと思んですけども、一体 廃棄物し、発生した場合は、どこで受け入れて、どこで処理をしてって のは、
0:57:02	ちょっとわからなかったなので、教えていただけますでしょうか。
0:57:09	原子力カマイです。液体廃棄物 C の、
0:57:14	は、
0:57:16	今後のお話ということでよろしいでしょうか。ちょっともう一度確認さ せてください。いえ、今の、今回の
0:57:23	もので許可の段階でどういうふうに入れ込んで処理して、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:57:28	最後多分セメント学科になるかと思うんですけども、
0:57:32	そういった都市部の流れをちょっと教えていただけますでしょうか。
0:58:08	はい、原子力のショウジです。
0:58:11	現状はですね、
0:58:14	海津市が発生した場合は、特にその処理装置等、
0:58:18	処理するということではなくてですねそういう意味でフロー上なくてで すね。
0:58:25	個別にですね、ここ、フード等で硬化したり、そういう処置をして、
0:58:34	単独で処理をする。
0:58:36	という流れになるので、この流れのフロー上では、特にそこまでは記載 はしていない。
0:58:45	ということになります。
0:58:48	県庁イノウエあ、状況は承知いたしましたありがとうございます。
0:59:54	規制庁、井藤ですけれども、添付資料1で新しくつけていただいた
1:00:02	基準
1:00:04	上旬。
1:00:06	上ごとの基準適合の考え方の方なんですけれども、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:00:12	D、
1:00:15	例えば、その衛藤 2 ページ目の、
1:00:20	2 条のところなんですけれども、
1:00:24	今の該当数だけ施設設備っていうのがその化学処理装置と、
1:00:29	入り貯留施設に、
1:00:31	になっているんですけれども、
1:00:33	今回の位置付けを変える有機廃液貯槽、
1:00:38	について、
1:00:39	もう考え方を示していただければと思います。
1:00:47	原子カイマイです。
1:00:49	はい。
1:00:52	貯層のを関わる部分、はい。確認いたしまして記載のほうを追加いたします。
1:01:32	それからすいません規制庁伊藤ですけれども、
1:01:36	それから、
1:01:39	この基準適合のその考え方全体的な、
1:01:44	なんぼ構成というかですね、のところなんですけれど、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:01:49	各情報、
1:01:52	加来城野南保南郷。
1:01:55	についての説明をしているのかっていうのがちょっと今日あったの。
1:02:00	どこについて説明をしたいのか、どこについては、変更許可から、
1:02:08	変更がない。
1:02:09	或いはその該当がない。
1:02:12	ので、説明が不要なのかっていうのが、ちょっと江藤。
1:02:18	説明の意図をはかりかねる部分があるので、ここはしっかり整理をして いただきたいと思います。
1:02:41	レーシックイマイです。はい。コメントをそうしました。
1:02:46	(5)、それからこの基準規則の要求に対して、
1:02:54	今の既許可での説明と、そこが変わる、変更がないというところの、こ のひもづきがちょっと今、
1:03:02	見にくいところございますので、
1:03:04	そこのあたり、修正いたします。
1:03:10	はい。なので、大洗管理施設として今回の変更で基準適合の説明が必要 だと思っているところっていうのは明確にしていきたいと思います。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:03:27	原子力をイマイです。はい。承知しました。
1:03:37	それから今の引き合いに出していたのに上の関係でいうと、
1:03:42	一つ目の一番右側の適合をするための対策のところ、
1:03:47	評価に変更はない。よって、
1:03:52	許可の適合のための設計方針の変更はないということなんですけれども、
1:03:57	よっての間におそらく理由が一つ入ってその結論として、設計方針、必要な変更はないということだと思うのでちょっと講師、
1:04:08	途中で考え方が飛んでいるところについてはしっかり考え方を、
1:04:13	を示せるようにしていただきたいと思います。
1:04:20	原子力をイマイです。はい。承知いたしました。
1:05:10	あ、規制庁の伊藤ですけれどもちなみにちょっと確認なんですけれども、
1:05:14	今ここで表で示していただいている、そのを各条文の、
1:05:19	適合性の説明っていうのは、申請書の添付書類5の中で、各所の説明をしている内容等、一致しているっていうことでもいいんでしょうか。
1:05:32	今回の変更となって、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:05:35	説明が必要だと思って書いているところと、
1:05:41	申請書ではないか特に書いてないんだけど、ここでは言っているみたいなそうはないかっていうことなんですけれど。
1:06:41	原子力イマイですすみません、
1:06:45	えーとですね、まずう
1:06:50	と。
1:06:52	技術的なこの説明を適合のための積適用するための対策のところ記載をさせていただきます。
1:06:59	この中身はすべて許可に書いてあるところを引用しているものでございます。
1:07:06	で、今回変更しようとして、適合性の説明をしようとしているところ、につきましては特に第8条をさせていただきますが、
1:07:14	これにつきましては、基本的には今、変更の新旧にさせていただきますが、
1:07:21	記載はあるものでございます。
1:07:24	ただ考え方の説明につきましては、グレートプローチの適用ですとか、そういうところの説明につきましては模変更しようとしてる、許可には記載はしてないものでございます。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:07:42	わかりました。はい。
1:07:47	で、6月、
1:07:51	昨年の流れが来てるんで聞いちゃおう。
1:07:57	新規
1:08:02	配置
1:08:05	規制庁の中澤です。
1:08:08	ちょっと関連してお伺いしたいんですけども、
1:08:14	以前、正式な新旧対照表をヒアリングの場で示していただけるというお話をいただいていたかと思うんですけども、
1:08:23	それはいつごろ提出いただけそうでしょうか。
1:08:30	新旧の新旧箇所だけの抜粋上げ出向イマイです。抜粋という形。
1:08:39	だったかと思います。申し訳ありませんそれにつきましてすでに用意できておりますので、この後、面談の後ですね、資料の放送をさせていただこうと考えております。
1:08:49	今回新旧のわかるところというところをちょっと前回ございましたので、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:08:55	補足説明資料にある形でいて良いのかなというふうになんかちょっと今考えてしまったものでございます。
1:09:02	資料につきましては今整っておりますので
1:09:06	別途送付させていただきます。
1:09:10	規制庁中澤です。了解しました。よろしくお願いします。
1:09:52	規制庁の伊藤ですけれども、
1:09:54	ちょっと確認なんですけれども、
1:09:58	第6、今、表の5ページ目ですかね、第6条関係の記載があるところで すけれども、
1:10:10	で、
1:10:12	攻めさんを伺ったときに、
1:10:16	お化学処理等ですかね、の、
1:10:19	側面、外側に摩擦の1本紐防波壁を設けるっていう話があったと思うん ですけれど。
1:10:28	これは6条のその設計方針の中では、どこで読んでいるっていう位置付 けになってますでしょうか。
1:11:05	うん。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:11:16	はい、停止六甲イマイです。
1:11:21	あと、がんだ
1:11:26	地震による損傷のもう1個の第6条ではですね、この旨さっきの現地調査でのご説明の方策の旨の記載はなくですね、第8条でのご説明というふうにしてございます。
1:11:45	規制庁伊東です。わかりました。
1:11:49	それと、
1:11:50	と。
1:12:01	6条のすいません衛藤。
1:12:04	適合するための対策の一つ目の段落なんですけれども、
1:12:10	例えば、衛藤。
1:12:13	これはもう、
1:12:15	使用精神損害削除するが地震による損傷防止に影響を与えないっていうふうに書いていて、
1:12:22	これは6条の1項の地震に十分に耐えることができるようになってなければならないっていう。
1:12:31	要求との関係で見ると、何かどういう意味なんでしょうか。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:12:44	はい。
1:12:46	今既許可の設計方針におきます
1:12:53	この第6条の説明ここに関わる中身に変わらないという意味での影響を与えないという書き方をしてるものでございました。
1:13:05	この
1:13:08	中地震力に十分耐えることが、
1:13:10	できるということの、子細の説明が菊花でございますが、その設計方針が変わるものではないと、そのような意味合いでございます。
1:13:22	ちょっとこの先ほどのご説明ご指摘がございました赤く5ですね、これらとの、
1:13:32	適合という観点で、ちょっと記載の方については整理したいと考えます。
1:13:37	わかりました。はい。
1:13:58	同じセンターの第7条のところはただバーが入っているんですけども、だから、
1:14:05	今回のその申請内容、
1:14:08	該当する変更概要のところに該当なしってあるので、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:14:13	今回の変更は、市岡の設計方針、
1:14:18	2、及ぼすものじゃないってことですね。
1:14:22	はい。
1:14:31	あと、次の6ページ第8条のところなんですけれども、
1:14:36	駅のための対策のところ、
1:14:39	一つ目の段落の、
1:14:42	大下さんですかね。
1:14:44	安全機能について過大な点があるっていうのはちょっと意味が、取りづ らいところがあるので、
1:14:53	何かどういう意図で書いているのかももう少し明確にしていただけますで しょうか。
1:15:00	はい。原子力をイマイです。
1:15:02	この資料の所前段にありますちょっと説明とですね、ちょっと記載取り が
1:15:10	ちょっと一致しないところがございますので、
1:15:12	これについては、表現、ですね、ちょっと的確な表現に改め永代と伺い ます。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:15:21	はい、衛藤安全の城間の、
1:15:24	安全機能について適正化を行うというか
1:15:28	1010 条じゃない。
1:15:33	11 条の安全機能の、
1:15:36	こうで、そもそも安全機能とはっていうのを見直すように見えるので、
1:15:41	多分言わんとしたところはそうではないような気はするんですけども。
1:15:45	ちょっと考え方をしっかり整理いただきたい。
1:15:55	原子力をイマイです。
1:15:57	ご指摘承知いたしました。
1:16:53	それからすいません規制庁伊藤ですけども、7 ページの
1:16:57	10 条のところ、もうこれの結城日比中核の方が契約入っていますけれども、さっきの話と同じで、
1:17:05	ゆ廃液貯槽等ですかね。
1:17:09	検討の中でも変わらないってことだと思うんですけども、その考え方が表現されていないと思うので、ここ
1:17:18	整理を、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:17:21	ご検討ください。
1:17:23	同じように他の条文の
1:17:27	なあ。
1:17:32	適合するための対策のところであるべきところは何なのかっていうのを もう一度ちょっと見なおしていただきたいと思います。
1:17:52	いえ、白子イマイです。はい。ご指摘を承知しました。
1:17:56	先ほど変更なしというふうにしてるところにつきましてもですね、変更 しない、変更内部での理由も含めてですね、
1:18:06	記載のほうを整理いたします。
1:18:09	はい、承知しました。
1:19:10	規制庁伊藤ですけれども前回のやりとりの中で、
1:19:14	今回の変更に伴って不要になる設備は何かあったと思うんですけど も、
1:19:22	そこに対する回答バンド
1:19:25	を見ればわかるという、ありましたっけ。
1:20:06	原子カイマイです。大変申し訳ありません今湖面等をですね、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:20:12	ちょうど本来であれば、前回いただきましたコメントを整理表回答表みたいな形でちょっと整理させていただきます。
1:20:22	本日いただきましたコメントにつきましてもですね、コメント一覧、コメント回答という形で、コメントの抜け漏れがないようにさせていただきますと考えております。
1:20:32	大変申し訳ないですけどちょっと
1:20:36	用となる設備、という
1:20:40	ところの
1:20:46	ご質問の中身ですねちょっと再度確認させていただきたいんですが、
1:20:50	使用停止し、スルーにあたって、
1:20:54	処理ですとか処置方法ですね。
1:20:57	これをご質疑があったかと思うんですけどもその古藤でしたでしょうか。申し訳ありませんもう一度確認させてください。
1:21:04	はい。その話もありましたけれども、例えば
1:21:08	液位計であるとか、
1:21:12	狭う機能を期待しなくていいようなもの。
1:21:16	ですね。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:21:17	というのはどういうものがあるのかっていうことですね。
1:21:24	原子力をイマイです。承知いたしました。
1:21:29	それを確認しまして、
1:21:32	ご回答を準備いたします。
1:21:34	原子力機構の喜多村でございますけれどもちょっと今の件につきましてもう少し強い詳細に確認させていただきたいのですが、
1:21:41	我々はですね装置を、
1:21:44	使用を停止するということになりますとその装置のですね処理機能であるとか、
1:21:51	計測制御機能であるとかそういったところをすべて含めてということで考えておる部分がございますが、
1:21:58	その機能ごとに分けて回答するということになりますでしょうか。それであります先ほど伊藤さんが質問されたですね、
1:22:09	例えば駅だとかこういったところは生きてるんですよねと。そういったところにご回答できるかと思うのですが、こういった解釈でよろしかったんでしょうか。
1:22:19	江藤。はい概ねおっしゃる通りではあって、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:22:24	今回の停止っていうのがだから南條との関係で変更が生じるのかっていう。
1:22:31	ちょっとどうしても平時の範囲ですかね、行為としての停止の範囲。
1:22:36	ていうのを、を確認をしたいということで、
1:22:44	原子力機構の喜多村でございます。承知いたしましたご指摘コメントのポイントは理解いたしました。
1:22:51	そういたしますと例えば中にまだインベントリーが残ってるかもしれないのでということで、被ばく評価等々は変えないとこう言ってるわけでございますので、そのインベントリーについてやはり確認すべきものがあるだろうということになりますれば、
1:23:08	使用は停止するけれどもそういった計測制御系のところは生きてるよねと。
1:23:13	というようなことも関係ないご指摘としてあるということを理解したということでございます。ありがとうございました。
1:23:22	それは
1:23:26	いつまでにその停止というものを
1:23:30	終わるのかというのとあわせて説明をいただきたいところ。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:23:36	はい。
1:23:38	前回にですね、確かなんて言いましょうか。
1:23:42	停止に向けたプロセ数について資料をというようなこともございましたので、それとあわせて用意するようにいたします。
1:23:52	はい。よろしくお願いします。
1:25:21	すみません規制庁藤森ですけど。
1:25:25	補足説明資料の 22 ページで、
1:25:29	本文の変更前後。
1:25:32	外部衝撃の話のところ、
1:25:37	載せてもらう載せてもらってますけど、ちょっと
1:25:40	比木さ飯野ぶりについていいと。ちょっと確認したいんですけど。
1:25:47	2 パラ目 D。
1:25:50	外部からの衝撃に、大体、
1:25:56	設備で、
1:26:01	機能を維持することができない場合は、安全機能を損なうことのない設計とするって、
1:26:08	2 パラで言っていて、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:26:10	三原で直で始まっていて、
1:26:14	これ、代替設備で、
1:26:18	維持できない、設備の話をしてる上のその2パラに、
1:26:23	具体的な説明をしているのかなと思うんですけど。
1:26:27	最後
1:26:30	安全性を損なうことのない設計とするってなっていて、2パラ目は、最後安全機能を損なうことのない設計とするとっていて、
1:26:40	ここ言葉を使い分けているのは、何か意図があるんですか。
1:26:58	はい。現職イマイです。
1:27:02	とまずう。
1:27:03	ううん。
1:27:05	安全機能を確保するということの趣旨で、
1:27:11	この最初の外部事象、外部からの衝撃の機能を喪失した場合の機能を確保する状況をご説明しているものでございます。
1:27:22	ただ、遮へい閉じ込めについては、いかなるときでも機能が維持、
1:27:29	それはすなわち安全性を損なうことがないと、そのようなちょっと使い分け形でございます。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:27:40	ちょっとよく意図はないですけど、
1:27:44	上も結局、
1:27:47	代替設備を用いて維持することができない設備を安全機能を損なうこと のない設計で、
1:27:56	下のなお書きのところの代替設備を用いて、意識の維持ができないか ら、
1:28:03	ここが安全機能だったら何か上の具体的な説明なのかなと思うんですけ ど。
1:28:09	下では安全性を損なうことのない石器。
1:28:13	てなっていて、
1:28:15	ちょっと直で続けてもよくわかんないんですけど、それをどういうあれ なんですかね。
1:28:19	趣旨なんですかね。
1:28:30	2パラの具体的な説明がなお書きで、
1:28:35	具体的にはこういうのは、
1:28:38	速やかな機能維持ができないから、
1:28:42	安全機能を損なうはないようにしますよっていう。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:28:46	趣旨なんですかね、ITとして。
1:28:51	はい。ちょっと文書の構成がちょっとわかりなっていますのでちょっとそこは
1:29:01	等々その上のところで、幾つ管理施設の設計方針としまして、安全性を損なうことがないという設計としている。
1:29:10	そこで、
1:29:11	いわゆる直接的安全機能といってるものを、が、公衆被ばくのリスクに関する安全性を損なうものではないという補足をしているものでございます
1:29:23	具体的な
1:29:26	その志田ですね。
1:29:30	これについて、
1:29:32	外部からの衝撃による、喪失した場合という例をね、
1:29:38	文章として入れたものでございますので、
1:29:42	若干この順番といいますか、構成といいますか、ちょっとそこは今、
1:29:48	わかりにくいところで、なってるのがございます。
1:29:56	それと、そもそも、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:29:58	一番最初のところに、これを持ってきていて、
1:30:03	基本はこそ、さっきの情報適合性のところでも、竜巻の話でしか、
1:30:11	書いてないんですけど、
1:30:13	これ全体にかかって、もうすべての外部事象について、
1:30:19	何か明らかに
1:30:21	安全機能が喪失するようなことも、
1:30:26	想定して、全体にかけてるように、
1:30:30	見え絶対かけてるんだと思うんですけどそれはそういう趣旨で、意図でいいんですか。
1:30:36	基本はその竜巻以外は、そもそも安全性を損なう恐れがないっていう。
1:30:42	今までの既認可の、
1:30:44	設計だったと思うんですけど、何かそれを、
1:30:48	今回その竜巻に限らずすべてに、
1:30:53	安全機能を喪失するということを想定した上での設計に変わっているよ うな、
1:30:58	本文だと思うんですけどそれはそういう趣旨だと理解していいですか。
1:31:05	はい。まず、安全設計の案、設計方針、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:31:12	については、外部からの衝撃に対する安全機能の考え方、これは、
1:31:19	全体の考え方として、
1:31:24	整理したいと考えても当然
1:31:27	ただ、今、
1:31:30	既許可でも評価しています通り、この竜巻に関する評価について、竜巻 以外の評価ですね。
1:31:41	これについては何ら変わるものではないというものでございます。
1:31:49	ど、
1:31:51	とりあえず趣旨は、
1:31:54	わかりましたが、
1:32:00	いや、とりあえずわかりました。はい。
1:32:10	なんかやっぱりちょっとね
1:32:13	維持すべき安全機能の適正、適正化でしたっけ。その辺をなんか言葉が あんまり、
1:32:20	どうなのかなっちゃうね。
1:32:24	安全性を損なわないっていう大方針がある中ではその安全性を損なわな い考え方をちょっと変えるんです。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:32:32	その考え方を明確化するっちゅうか、今回
1:32:37	そこをはっきりさせる、竜巻に対しては、はっきりさせるっていうこと であって、
1:32:43	安全機能、
1:32:45	あと安全性を損なうことを恐れなかつまりがちょっとね何か、
1:32:50	ごっちゃになってて、よくわかんないっていうかね、今のこの申請書だ と、ちょっとその辺は今後、
1:32:58	議論さしてもらえばと思いますけど。
1:33:01	とりあえず、パッと見のこの本文とか読んだ感想としては、そんな感じ ですね。
1:33:15	原子炉機構の喜多村でございます。コメント承知いたしました今後審査 が進む過程です、私どもの今の申請書をの書きぶりについても議 論、
1:33:28	があるかと思しますので、その中で対応させていただければと考えま す。ありがとうございます。はい。
1:33:48	すいません伊藤ですけれども。
1:33:51	資料の 29 ページの、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:33:55	通信連絡のところでちょっと確認をしたいのが、
1:34:00	変更後のところで、また書きで構内一斉放送設備を設ける設計するって いうふうになっていて、
1:34:09	これは
1:34:11	ロコモ等の
1:34:14	許可の中で、方針としては示していたものを、
1:34:18	単にその具体的に、
1:34:21	書きあらわしましたという。
1:34:24	1名ですかね。
1:34:29	はい。
1:34:30	軽食馬です。その通りでございます。
1:34:33	一部、記載ぶりがですね、ちょっと合わせたいということから、この新 旧合わせたものでございます。
1:34:42	わかりました。ありがとうございます。
1:35:16	ありますでしょうか。
1:35:35	システムのイトウですけれども、ちなみに今日のそのコメントを踏まえた反 映の資料っていうのは、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:35:43	そろそろ介護用の資料として我々もうち向けに説明を
1:35:50	していきたいと思っております、
1:35:53	ちょっと広いタイトですけれども、明日 10 位にいただけると、タイミングとしてはいいかなと思っております。
1:36:02	提示いただける対応としてはそのぐらいをイメージしておけばよろしいでしょうか。
1:36:19	はい。失礼しました。ちょっと明日の
1:36:25	どの時間になるかというところは、なかなかちょっと今、厳しいところがあるかなと考えておりますが、最大ちょっと努力させていただきま
1:36:36	はい。よろしく申し上げます。
1:36:40	それから、介護の準備の関係、介護の時間数、
1:36:45	または江藤あちらに置き換えましては、
1:36:49	はい。6月6日の週で、審査会合という話をさせていただいていたと思
1:36:58	うんですけれども、 部会の一井ですけれども、
1:37:01	6月6日の

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:37:05	十時 30 日、
1:37:10	10 時半から 11 時半。
1:37:14	ね。
1:37:20	はい。で行いたいと思いますので、よろしくお願いいたします。
1:37:29	はい、原子力マイです。承知しました。6 月 6 日 10 時半から 11 時半。
1:37:34	はい。以上です。はい。
1:37:35	これに伴って出席者であるとか、座席表なんかの準備というのもありますので、それとそれとはご連絡させていただきますご準備進めていただくようお願いいたします。
1:37:49	あと、公開用の資料というのも、
1:37:54	主今日のコメント反映したものは急ぎ準備いただいて開けていただきたと思うんですけども、
1:38:01	おそらくてにをファンチェックとか公開を再度精査をされる部分あると思いますので、
1:38:07	公開版というのは、
1:38:12	3 年言う前ぐらい。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:38:15	田井上村か。
1:38:18	6月の
1:38:21	違う。
1:38:23	1日ぐらい。
1:38:25	ちょっと詳細な日を改めてお伝えしますけれども、
1:38:30	来週中頃ぐらいにはちょうだいをする形で進められればと思いますので、よろしくお願ひします。
1:38:42	原子力機構北野でございます。承知いたしましたまづは、来週中ごろを目途に準備を進めるといいますか、早い段階でお送りできるように準備を進めます。
1:38:56	具体的な記述お待ちしておりますよろしくお願ひします。
1:38:59	はい。
1:39:01	繰り返してもコメント反映版ということでちょうだいした、するの明日と。
1:39:08	で、公開版というのは、来週、
1:39:13	ですね、ということでお願ひします。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:39:16	はい。機構の北野でございます。承知しました。まずは本日のコメント 修正版を明日中に、
1:39:23	それからあとは審査会合に向けた公開バーンという観点での対応、来週 早いうちで5、
1:39:33	具体的な締め切りの指示が、この後あるということで認識いたしました。 た。よろしく申し上げます。はい。よろしく申し上げます。
1:39:41	はい。他よろしいですかね。
1:39:45	はい。では本日のヒアリングに終了したいと思います。東海本部という か、法務からありますでしょうか。
1:39:59	はい、大塚です。私の方からは特にございません。
1:40:11	はい。宮内さんは大丈夫ですかね。
1:40:16	ミヤウチです特にありません。
1:40:17	はい。
1:40:18	ありがとうございます。ではこれで、本日のヒアリング終了したいと思います。 います。ありがとうございます。
1:40:25	ありがとうございました。ありがとうございました。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。